

## FOCUS スパコン試行利用規程

### (趣旨)

第1条 この「FOCUS スパコン試行利用規程」(以下「本規程」という。)は、公益財団法人 計算科学振興財団(以下「財団」という。)が運用するスーパーコンピュータシステム(以下「FOCUS スパコン」という。)の試行的利用(以下「試行利用」という。)に関して必要な事項を定める。

### (約款・規程)

第2条 本規程は「公益財団法人 計算科学振興財団スーパーコンピュータシステム利用契約約款」(以下「約款」という。)に優先して適用され、本規程に定めのない事項は約款の規定に従うものとする。

### (利用資格)

第3条 FOCUS スパコンを試行利用できる者(以下「試行利用者」という。)は、次の各項に定める要件を合わせて満たす者に限る。

- 2 試行利用者は、約款第5条に定める次の各号のいずれかに合致する法人等に属する者とする。
  - (1) 日本国内に所在地を有しかつ登記されている会社法等に規定される法人である「企業」
  - (2) 日本国内に所在地を有する「大学」、独立行政法人及び財団法人など学術・研究機関を含む「公的機関」並びに「非営利法人」
  - (3) 民法、有限責任事業組合法、技術研究組合法、中小企業等協同組合法等に規定される組合のうち「企業共同体」、「有限責任事業組合」、「技術研究組合」、「技術開発組合」、「事業協同組合」等
  - (4) その他、理事長が認める機関
- 3 試行利用者は、約款第6条第1項に定める次の第1号及び第2号の要件を合わせて満たす者が利用資格を有する。
  - (1) 日本国政府が定める「外国為替及び外国貿易法」等安全保障貿易管理に係る法令により、スーパーコンピュータ利用の制限が適用されない者かつ日本国内の居住者
  - (2) 本約款に同意し、これを遵守する旨の誓約書を提出した者
  - (3) 第1号に定める日本国内の居住者とは、以下の(ア)～(エ)のいずれかに該当し、かつ以下の(オ)～(キ)の特定類型に該当しない者とする。
    - (ア) 日本国籍を有する者でありかつ日本国内に居住する者
    - (イ) 日本国籍を有する者でありかつ日本の在外公館に勤務する者
    - (ウ) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国内にある事務所に勤務する者
    - (エ) 日本国籍を有しない者でありかつ日本国内に入国後6か月以上を経過している者
    - (オ) 外国法人等や外国政府等と雇用契約等を締結している者(特定類型1)
    - (カ) 外国政府等から年間所得の25%以上の利益を得ている(又は得ることを約束している)者(特定類型2)
    - (キ) 日本での行動に関して外国政府等から具体的な指示や依頼を受けている者(特定類型3)

(利用目的)

第4条 試行利用は、FOCUS スパコンにおいて課題の展開（有償利用への拡大）を目指して、リモート接続、セキュリティ等 FOCUS スパコン利用環境の評価、開発環境の評価、アプリケーション動作検証、性能評価等を行うことを目的とする。

(利用条件)

第5条 試行利用は『課題』単位とし、次のとおりとする。

- (1) 『課題』 : 新規『課題』に限るものとする。  
ただし、1 責任者（約款第2条第4号、以下同じ。）当たり3『課題』を上限とする。
- (2) 従事者登録 : 1『課題』当たり上限を10名とする。
- (3) 期間 : 無償利用開始日から当該年度末（3月31日）までとする。  
ただし、当該年度末までに有償利用課題への切替えの申請又は「利用廃止届」の提出がない場合は、1回に限り次年度末までの延長を認める。
- (4) その他 : 財団がホームページ等にて法人等名を公表することを承諾するものとする。

(利用範囲)

第6条 試行利用の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 各種フロントエンドでの会話処理（時間制限等あり）
  - (2) 演算ノード（各種デバッグキューのみ、時間制限等あり）
  - (3) ホーム領域、ホーム兼ワーク領域（無償提供分のみ）
- 2 財団は、同一『課題』にて断続的かつ継続的なジョブ投入により FOCUS スパコンの運用に支障があると認めたとき、責任者に通告のうえジョブの停止又は削除ができるものとする。

(利用経費)

第7条 試行利用のアカウント利用料については、無償とする。

- 2 第6条第1項第1号及び第2号に定める試行利用については、計算資源利用を無償とする。

(利用申請)

第8条 利用申請は、財団所定の申請書に必要事項を記入のうえ、当該申請書を財団に提出し、約款第14条第2項乃至第4項の規定に従って行うものとする。

- 2 利用申請に際し、責任者は本規程を遵守する旨を誓約し、財団に提出するものとする。
- 3 既存又は過去の『課題』と同一の構成員（責任者、連絡責任者（約款第2条第5号、以下同じ。）、従事者（約款第2条第6号、以下同じ。）を問わない。）での別『課題』の申請は受け付けない。

(アカウントの管理)

第9条 利用者（約款第2条第2号、以下同じ。）、責任者、連絡責任者又は従事者は、財団が提供するアカウントのパスワード（自ら再設定したものを含む）を、財団の承諾なく個々の従事者本人以外の第三者に開示してはならず、かつ第三者に推測されないように、管理し、設定しなければならない。

- 2 利用者、責任者、連絡責任者又は従事者は、第三者にアカウント名及びアカウント情報を提供

して FOCUS スパコンを利用させてはならない。

- 3 財団が利用者、責任者、連絡責任者又は従事者について前項に違反する疑いがあると認めるとき、財団は責任者に通告し直ちに当該『課題』に係るアカウントを一時的に停止することができる。
- 4 財団が責任者、連絡責任者又は従事者が第1項又は第2項に違反したと認めるとき、財団は責任者に通告し直ちに当該『課題』に係る契約を解除することができる。

(善管注意義務)

第10条 責任者は、本規程を遵守し、善良な管理者の注意義務を持って利用するとともに、連絡責任者及び従事者に対し本規程を遵守させる責任を負うものとする。

(禁止事項)

第11条 試行利用におけるアカウントの利用にあたっては、次の各号に該当する利用を行ってはならない。

- (1) 第4条に定める利用目的以外の利用
  - (2) 第6条に定める利用範囲を超える利用
  - (3) 約款第26条第2項にて禁止する事項
  - (4) その他、財団が試行利用として相応しくないと判断する利用
- 2 前項の事由に該当した場合、財団は、責任者に通告のうえ、直ちにアカウントの利用を停止のうえ当該『課題』に係る契約を解除することがある。

(附 則) この規程は、2024年8月1日から施行する。